

丹波市地域福祉計画推進協議会（第5回）

日時：令和2年11月25日（水）

19:00～1時間半程度

場所：本庁第2庁舎2階ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報 告 事 項

（1）計画素案（全体部分）の変更点

- ・第4回協議会以降に変更を行った箇所（事前配布資料参照）
- ・ 〃 での意見集約結果及びその対応等（事前配布資料参照）

（2）第6章「子どもの貧困対策の推進」の変更点

- ・別冊資料参照

（3）地域福祉推進部会関連部分の変更点

- ・R2.11.20 部会の結果報告（事前配布資料／追加分参照）

（4）社協推進計画部分の変更点

- ・第4回協議会以降に変更を行った箇所（事前配布資料／追加分参照）

4. 協 議 事 項

（1）【第1部】地域福祉計画素案（下記2計画を除く）についての意見交換及び質疑

（2）【第2部】成年後見制度利用促進計画素案についての意見交換及び質疑

（3）【第3部】社会福祉協議会地域福祉推進計画素案についての意見交換及び質疑

5. そ の 他

- 今後のスケジュール（案）について

6. 閉 会

〔資料の構成〕

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 会議次第 | P1～2 |
| (2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例 | P3～4 |
| (3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿 | P5～6 |
| (4) 挿入予定コラム原稿 | P7～12 |
| (5) 今後のスケジュール（案） | P13 |

11 月 19 日付配布

- | | |
|--|----|
| 【事前配布資料】第3期丹波市地域福祉計画素案 | 別冊 |
| 【事前配布資料】丹波市地域福祉計画推進協議会（第4回）意見集約
結果及びその対応等 | 別冊 |
| 【事前配布資料】丹波市地域福祉計画推進協議会（第4回）議事録 | 別冊 |

11 月 20 日付配布

- | | |
|--------------------------------|----|
| 【事前配布資料】重要視点4人づくり 重要視点5公益活動 | 別冊 |
| 【事前配布資料】第3部 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画 | 別冊 |

11 月 25 日当日配布

- | | |
|-------------------------|----|
| 【当日配布資料】「隣保館」関連部分修正一覧 | 別冊 |
| 【当日配布資料】第6章 子どもの貧困対策の推進 | 別冊 |

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日

条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～令和4年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

令和2年6月10日現在

No.	区 分	氏 名	所属団体等名	役職名等	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	タニグチ タイジ 谷 口 泰 司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授	障害者・高齢者福祉、 就労支援
2		マツオ フユキ 松 尾 信 幸	兵庫県司法書士会	司法書士	権利擁護、成年後見制 度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)	モリサカ フロウ 逢 坂 梧 郎	丹波健康福祉事務所	所長	地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4		ヤマモト フウ 山 本 伸 雄	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長	生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の代 表者 (条例第3条第2項第3号)	カゲ 田 算 開 田 算	丹波市民生委員児童委員連合会	会長	民生委員児童委員
6		ナガイ カミ 長 井 克 己	丹波市社会福祉協議会	会長	地域福祉推進団体
7		サワムラ アユリ 澤 村 安 由 里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	会長	社会福祉法人
8		ナカガワ ユイチ 中 川 優 一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士 相談支援専門員	障がい者相談支援事業 所
9		モリシマ ミサキ 森 島 美 幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事	障害者団体
10		アサチ ミキ 足 立 美 樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士	ボランティア団体
11		ヤマグチ 洋子 山 口 洋 子	丹波市保育協会 (認定こども園ミライズそら)	園長	子育て支援団体
12		ドウモト キヨカズ 堂 本 喜 代 和	丹波市老人クラブ連合会	会長	高齢者団体
13	地域住民の関 係者 (条例第3条第2項第4号)	オオノ ユウスケ 大 野 亮 祐	丹波市自治会長会	会長	自治会長会
14		ナカカ ミチ 田 中 義 人	新井自治協議会	コミュニティ活動 推進員	自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)	ヤハ 宙 江 八 尾 宙 江			障害者就労移行支援 (一社) a m * a m
16		マデン 弘子 奈 田 弘 子			吉見地区生活支援サー ビス推進会議アドバイザー
17	その他市長が必 要と認める者 (条例第3条第2項第6号)	オオ 茜 誠 大 茜 誠	丹波市人権・同和教育協議会	会長	人権団体
18		ニシダ カズキ 西 田 隆 之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長	教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	氏 名	役職等	摘 要
1	健康福祉部	井上 鉄也	理事 (地域包括ケアシステム担当)	
2	健康福祉部	金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	健康福祉部社会福祉課	森本 英行	課長	全体統括 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課	谷 永 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
5	〃 障がい福祉課	高見 智幸	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
6	〃 自立支援課	中村 直樹	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
7	〃 自立支援課	宮野 さおり	福祉総合相談係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
8	〃 介護保険課	大西 万実	副課長兼介護保険係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
9	〃 介護保険課	荒木 信博	地域支えあい推進係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
10	〃 障がい福祉課	徳田 克彦	障がい総務係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
11	〃 社会福祉課	村上 浩一	福祉総務係長	全体統括(副) 地域包括ケアシステム部会 事務局

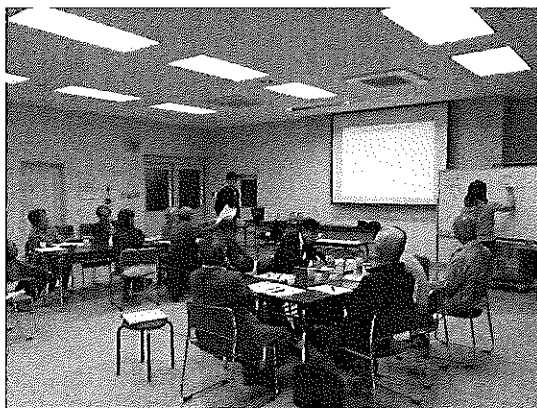
〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

No.	所属部課名等	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局	芦田 正吾	事務局長	
2	〃	吉見 和幸	事務局次長	
3	〃	松 浪 豊	事務局次長	
4	地域福祉課	田邊 和彦	事務局次長兼課長	
5	総務課	荻野 和昌	課長	
6	介護保険課	藤本 裕二	課長	
7	地域福祉課	山本 奈津希	係長	
8	介護保険課	小谷 菜絵	係長	

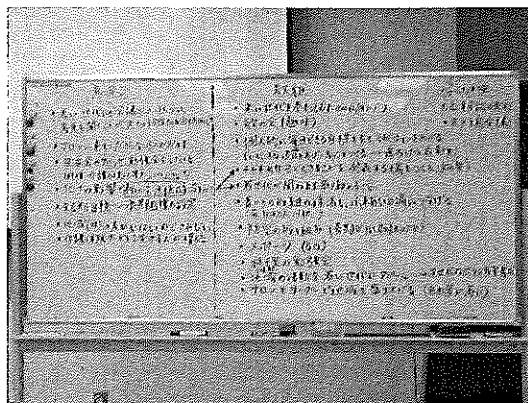
丹波市地域福祉計画挿入予定コラム原稿

① 支えあい推進会議 西部 原稿

SAJI ささえあい推進会議では委員同士の意見交換を通じて高齢者が生きがいを持って健康に暮らせる地域を目指しています。話し合うだけでなく、パンフレットの作成やアンケート調査等、出来ることから取り組んでいます。



【仮：タイトル】



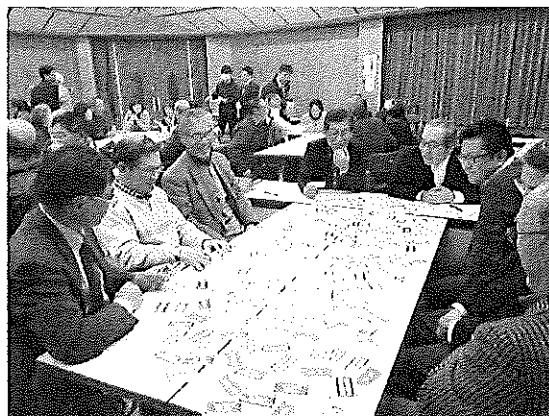
【仮：タイトル】

② 支えあい推進会議 南部 原稿

地域生活を考える勉強会を重ね立ち上がり、広報活動、勉強会の継続開催と並行して、事業者とのネットワークを形成、協働して生活にお困りの方へお米を届ける事業などを展開しています。



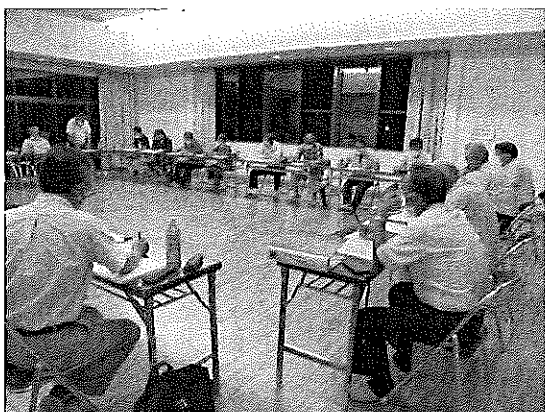
【仮：タイトル】



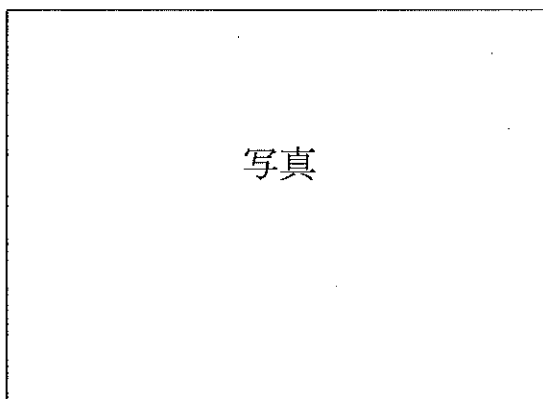
【仮：柏原地域支えあい推進会議の様子】

③ 支えあい推進会議 東部 原稿

鴨庄地区では、平成29年から地域支えあい推進会議を立ち上げ、世代間交流や集いの場づくりを行ってきました。また、65歳以上を対象にした住民アンケートを行ない、課題の把握や解決に向けて話し合いを進めています。



【仮：鴨庄地区地域支援会議の様子】



【仮：タイトル】

④ 喜多いきいきサロン 原稿

毎回ボランティアさんが手作りの料理を振る舞い、コロナ禍ではお弁当を配達され喜多地区の高齢者が孤独にならないよう取り組んでいます。

食事の後には囲碁ボールなどレクで遊んだり、講師を招いたりしています。



【仮：タイトル】

⑤ **もみじサロン** 原稿

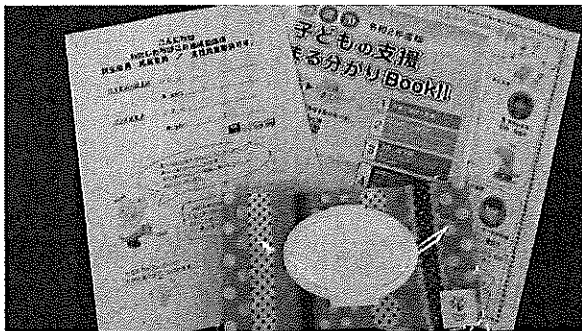
もみじサロン（青垣町桧倉）は、子どもから高齢者まで、にぎやかな楽しい1日を過ごしています。季節に合わせた行事（七夕・クリスマス等）を行うことで多世代の間でつながりが生まれています。



【仮：タイトル】

⑥ **赤ちゃん訪問** 原稿

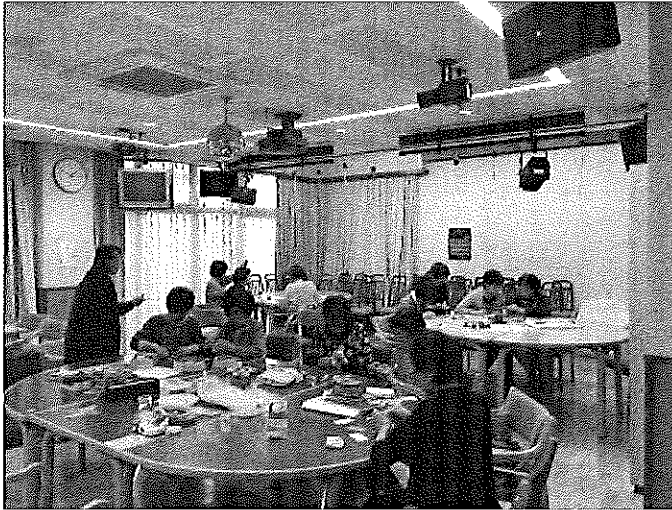
民生委員・児童委員は地域での子供たちの見守り活動の一環として、赤ちゃんの生まれた家庭に、おめでとうの気持ちを込めて訪問させていただき、プレゼントや子育て情報誌などをお届けしています。



【赤ちゃん訪問時のお届け物例】

⑦認知症カフェ 原稿

認知症カフェは、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れたり、認知症の方が運営に参加したりするカフェです。認知症カフェで認知症の人が地域の人たちと交流したり、自分のできることを役割として担うことで、生きがいを感じたり地域の方とつながるきっかけを作ります。



ブックカフェに集まった当事者や支援者が手芸などの作業を通じて交流
【たんぽぽのわたげ (BookCafe) 】

写真

仮：認知症の方も活躍できる場
【注文をまちがえる喫茶店～だんない～】

⑧ **いきいき百歳体操** 原稿

地域の老人会などの団体が主体となり、週に1回、公民館などに集まり、手足におもりを着け負荷をかけて行う筋力体操です。筋力の維持向上や転倒防止を図り生活上の動作がしやすくなるとともに、地域の方と出会って話しをすることで気持ちが明るくなったり、生活にリズムができるなど、身体も心も元気になれる場として地域に広がっています。さらに地域のつながりが強まり、日ごろの声かけや見守りが広がることが期待されています。



DVDを見ながら、いきいき百歳体操を実施【市島町市島】

⑨ **よろずおせっかい相談所** 原稿

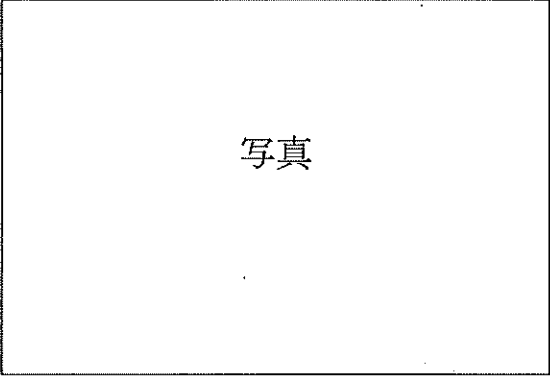
市内の社会福祉法人が設置している「よろずおせっかい相談所」と地区が設置する「よろずおせっかい相談所サテライト（愛称：つなぎ）」があります。「よろずおせっかい相談所」は社会福祉法人が持つ福祉の専門性の強みを生かして地域住民の悩みの解決を目指し、「つなぎ」は住民の方の身近な相談や悩みごとを話せる場として開設し、受けた相談や悩みごとで解決できないものは、社会福祉協議会や市役所の担当窓口、民生委員、地域包括支援センターなどにつなぐ役割を目指します。

写真

よろずおせっかい相談所サテライト（愛称：つなぎ）を開設状況【市島町竹田地区】

仮：⑩ こども食堂 原稿

どんぐり食堂は子どもも大人も誰でも集まれる場です。 みんなでご飯を食べて、遊んだりおしゃべりしたり。 家庭と地域がつながって、みんなで子どもを見守る場です。 移動式の食堂で丹波市内を巡回しています。(丹波市市民プラザ HP 抜粋)



写真

【丹波どんぐり食堂】

[illegible]